

財団法人さいたま緑のトラスト協会

平成19年度事業計画

1 普及啓発活動事業

(1) 広報紙の発行

広報紙「グリーンアルファ」を年4回発行し、トラスト協会会員、市町村、緑のトラスト基金への大口寄附者、関係団体等に配布する。

(2) 広報活動の実施

県等の街頭活動等に積極的に参加する。

(3) ホームページでの広報

協会のホームページにおいて、協会のイベント等の情報を一般の人達に広く紹介する。

(4) 会員募集

緑のトラスト運動の輪を広げていくため、トラスト協会会員の募集を積極的に推進する。

平成19年6月1日から新規会員先着1,000名に携帯ストラップ「みどりのコバトン」プレゼントキャンペーンを実施する。

「夏まつり」等のイベントを通して会員募集を行う。

(5) 「自然に親しむ会」等の実施

会員及び県民向けの事業として、「自然に親しむ会」を実施する。

- ・ 4月29日(日) 「タケノコ堀りとクラフト作りを楽しむ」
トラスト1号地(見沼田圃周辺斜面林)にて開催
- ・ 5月12日(土) 「緑のトラスト地散策と竹細工遊び」
トラスト8号地(高尾宮岡の景観地)にて開催
- ・ 7月28日(土) 「緑のトラスト夏まつり(仮称)」などを予定

(6) 自然保護事業の後援

県、市町村及び各種団体が実施する自然保護事業の後援を行う。

2 協会基金募金活動事業

協会独自のトラスト地取得に向けて、協会基金への、募金活動を行う。

3 さいたま緑のトラスト基金協力事業

提携カード利用の募金活動を実施する。

4 調査研究事業

「第25回日本ナショナル・トラスト全国大会」に参加する。

5 ボランティア活動事業

(1) ボランティアスタッフ研修会の開催

ボランティアスタッフの資質を高め、トラスト運動を積極的に推進するため、研修会を実施する。

(2) ボランティアスタッフ会議の開催

ボランティアスタッフの連携を図るため、ボランティアスタッフ会議を開催する。

(3) ボランティア募集

緑のトラスト運動を推進する協会業務や県からの委託業務を実施するためボランティアを広く募集する。

(4) ボランティアスタッフ活動

緑のトラスト活動を推進するため、次の地区のボランティアスタッフがトラスト運動を実施する。

0号地（浦和区北浦和）、1号地（見沼田圃周辺斜面林）、2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）、3号地（武蔵嵐山溪谷周辺樹林地）、4号地（飯能河原周辺河岸緑地）、5号地（山崎山の雑木林）、6号地（加治丘陵・唐沢流域樹林地）、7号地（小川原家屋敷林）

6 さいたま緑のトラスト基金募金・広報活動事業 [県からの受託事業]

県の設置する「さいたま緑のトラスト基金」の造成のため、次の募金活動事業を実施する。

(1) 募金活動

募金箱及びポスター、パンフレット等を作成・配布するとともに、一般県民や団体等に広く募金を呼びかける。

(2) 「緑の十円玉募金 2007」の実施

- ア 実施期間 7月～12月の6か月間
- イ 対象 県内にある小・中・高等学校の児童・生徒
県内にある企業及び団体等の従事者等

(3) 「企業募金 2007」の実施

- ア 実施期間 9月～11月の3か月間
- イ 対象 県内企業等

7 緑のトラスト保全地管理保全事業 [県からの受託事業]

各トラスト保全地の保全管理契約に基づき、次のとおり業務を行う。

(1) 第1号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 竹木除去、枯損木等伐採

(2) 第2号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 下草刈り等、枯損木等伐採

(3) 第3号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 下草刈り、枯損木等伐採
- ウ トイレ維持管理、火災保険の加入

(4) 第4号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 下草刈り等、枯損木等伐採
- ウ 不法投棄大型ゴミ処理

(5) 第5号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 下草刈り等、枯損木等伐採、つる切り

(6) 第6号地

- ア 巡視、美化活動
- イ 下草刈り、枯損木等伐採、つる切り

(7) 第7号地

ア 下草刈り等

8 管理運営事業

(1) 理事会の開催

定例会を年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

(2) 評議員会の開催

定例会を年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

(3) 事務局会議の開催

定例会を年4回開催するほか、必要に応じて開催する。

(4) 連絡会議の開催

定例会を年4回開催するほか、必要に応じて開催する。

(5) (社)日本ナショナル・トラスト協会への参加

団体会員として、総会等へ参加する。